

令和8年度

千代田区職員採用選考案内

〔保育士経験者採用〕



令和8年6月
千代田区

1 採用予定数等

採用区分	職種	職務	採用予定数	配属先
1級職 係員の業務を行う職	福祉	保育士*	5名程度	区立保育園、 こども園等 (いずれも敷地内禁煙)
2級職(主任) 係長への昇任を前提とした 係長職を補佐する職			5名程度	

*人事異動等により児童指導又は福祉の職務に転職務する場合があります。

2 受験資格

年齢	昭和40年4月2日以降に生まれた者	
資格	保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者	
業務 従事 歴	業務 経験 年数 等	対象業務等に従事した年数が次の年数以上ある者 1級職：採用予定日の前日において、 <u>直近12年中6年以上</u> 2級職：採用予定日の前日において、 <u>直近16年中10年以上</u> 《業務従事歴について》 <ul style="list-style-type: none">満20歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以降の期間について通算します。保育士資格又は地域限定保育士資格を取得し、都道府県知事等の登録を受けた後の期間について、通算します。1年以上1事業所に従事した期間について、複数のものを通算できます。ただし、従事時期が重複している場合は、重複期間は1事業所のみ通算します。1事業所に週20時間以上従事した期間を通算します。公務員及び非正規労働者としての従事歴を含みます。
	対象 業務	保育所等における保育士（地域限定保育士を含む）・幼稚園教諭・保育教諭の業務

注意事項

※ 日本国籍を有しない方も受験できます。なお、日本国籍以外の方は「出入国管理及び難民認定法別表第2(永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者)に掲げる在留資格を有する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」であることが条件となります。

※ 令和8年度千代田区職員採用選考〔福祉Ⅱ類〕にすでに申し込んでいる方または申し込む予定のある方は受験できません。

※ 現に千代田区の職員である方は受験できません。ただし、現に千代田区の職員で教育公務員、特別職非常勤職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員又は「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」若しくは「地方公務員の育児休業等に関する法律」の規定に基づき採用されている任期付職員は受験できます。

※ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません(<参考>を参照)。

<参考>

—地方公務員法第16条(欠格条項)—

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四 日本国憲法施行の日〔昭和22年5月3日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注)民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

3 選考

(1)第1次選考

選考日	令和8年8月23日(日) 試験時間及び受験方法の詳細は、受験票送付の際にお知らせします。	
選考方法	SPI(テストセンター方式)	性格検査 約30分 基礎能力検査(言語分野・非言語分野) 約30分
合格発表	令和8年9月中旬(予定)までに、合否にかかわらず受験者全員に千代田区ポータルサイト上でお知らせします。	

(2)第2次選考

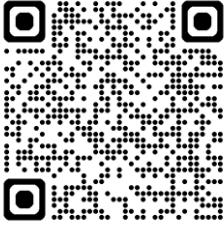
選考日	令和8年9月13日(日)(予定) 試験日時や選考会場等の詳細は、「第1次選考合格通知」でお知らせします。	
選考方法	面接	個別面接 人物及び職務知識等について
合格発表	令和8年10月下旬(予定)までに、合否にかかわらず受験者全員に郵送でお知らせします。	

4 採用時期

原則として、令和9年4月1日(予定)です。

5 申込手続

原則として、インターネットから申込みを受け付けます。千代田区ポータルサイトにアクセスし、画面の指示に従って必要事項を入力してください。

申込受付期間 令和8年6月19日(金)から同年8月5日(水)まで	
申込先 下記区ホームページに千代田区ポータルサイトへのリンクを掲載しています。	
https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kuse/jinji/boshu/chiyoda/hoikushi-keiken.html	
※右記二次元コードからもアクセスできます。	
注意事項	
※ 申込みに当たっては、「顔写真」をアップロードする必要がありますので、あらかじめご準備いただくようお願いします。	
※ 申込時に「業務従事履歴書」を提出いただきます。千代田区ポータルサイトより様式をダウンロードし、Excel形式でアップロードしてください。	

- ※ 申込期間中に正常に受信したものを有効とします。この場合、申込みを受け付けた旨のメールが送信されます。メールが届かない場合は、必ず申込受付期間中に下記問合せ先までご連絡ください。
- ※ システム保守整備のため申込期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止及び通信障害等が起きた場合のトラブルについては、責任を負いません。
- ※ インターネットからの申込みができない場合には、下記問合せ先までご連絡ください。
- ※ 申込時の入力内容により、受験資格の確認を行います。入力内容に虚偽があった場合、職員として採用される資格を失うことがありますので、ご注意ください。

6 受験票

令和8年8月13日(木)以降に千代田区ポータルサイト上でお送りします。

なお、令和8年8月18日(火)までに届かない場合には、下記問合せ先までお問い合わせください。

7 勤務条件

給与	初任給 1級職:約290,760円(令和8年4月1日現在) 2級職:約330,480円(令和8年4月1日現在) ・この初任給には、地域手当を含んでいます。 ・採用前の職務経験等について、一定の基準により加算される場合があります。 ・採用前に給与改定等があった場合には、その定めるところによります。 ・このほか条例等の定めるところにより、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。 ・60歳に達した日後の最初の4月1日以降は、適用される給料月額7割が支給額となります。
勤務時間	7:00~20:30の間で、休憩時間を除き1日あたり7時間45分、週あたり38時間45分勤務です。 ※ ローテーションにより、土曜日の勤務となる場合があります。
休暇等	4月からの採用の場合、1年度に20日の年次有給休暇が付与されます。それ以外の場合は、採用の月に応じた日数の年次有給休暇が付与されます。 このほか、夏季休暇、慶弔休暇、妊娠出産休暇、育児休業等があります。
週休日・休日	日曜日及び4週あたり4日、国民の祝日、年末年始

8 児童福祉法等の一部を改正する法律に基づく対応について

児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)に基づき、本採用選考の最終合格後に「保育士特定登録取消管理システム」を活用し特定登録取消者に該当するかどうかを確認します。照会の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は、内定を取り消す場合があります。

9 こども性暴力防止法に基づく対応について

本業務へ従事するにあたっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、一部の職種では対象業務へ従事するに当たり、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、申込フォームにより、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。確認の結果、特定性犯罪の前科があることが判明した場合は、内定を取り消す場合があります。また、特定性犯罪前科がない旨の申告があったものの、実際には特定性犯罪前科があった場合、内定取消事由に該当するものとし、す。「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は<参考>を参照)

<参考>

—学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)(抄)—

(定義)

第二条(略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。)を除く。)であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又

は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

(改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係)

第二条 第二条第七項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。)による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和五年法律第六十六号)第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪(刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。)は、同号に掲げる罪とみなす。

(懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係)

第三条 第二条第八項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び第三十四条第二項(第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令(令和7年政令第440号)(抄)第2条及び附則第2項に掲げる条例(各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例)で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。

10 個人情報取り扱いについて

本採用選考の実施に当たり収集した個人情報については、本採用選考業務にのみ使用し、千代田区民ポータルサイト利用規約の則り厳重に管理します。

11 問合せ先

〒102-8688

東京都千代田区九段南一丁目2番1号

千代田区役所 政策経営部人事課(区役所6階)

電話:03-5211-4149(直通)

●よくある質問

【1 業務従事歴の取扱いについて】

Q1 業務従事歴において、複数の経験を通算する場合、月単位、日単位の端数の取扱いはどのようになりますか。

A1 満1年以上の従事歴を合算し、1月未満の端数は切り捨てます。この場合、30日をもって1月とします。

(例)2級職(主任):【A社】6年+【B社】3年1か月+【C社】11か月

→ C社の11か月は1年に満たないため通算対象ではない

⇒ 9年1か月となり、受験資格なし

Q2 週の勤務日数が3日や4日の場合がありますが、業務従事歴に該当しますか。

A2 就業規則等に定められた正規の勤務時間が週20時間以上であれば業務従事歴に該当します。

Q3 裁量労働制で就業した場合の勤務時間の取扱いはどのようになりますか。

A3 労使協定等の労使合意で決められたみなし労働時間が週20時間以上であれば、その従事期間は業務従事歴に該当します。

Q4 就業規則や雇用契約書類には、1週間あたりの勤務時間数が記載されていません。どのように判断すればいいですか。

A4 1日の始業及び終業の時刻、休日、休憩時間等についての定めから、1年を52週として下記の計算方法で1週間あたりの勤務時間数を算出します。

(計算方法)

1日あたりの勤務時間数 × 年間勤務日数 ÷ 52週(小数点以下第一位を四捨五入)

(例)1日あたり7時間45分(7.75時間)勤務、1か月あたり12日勤務の場合

7時間45分×12日×12か月÷52=21.461…時間

→ 小数点以下第一位を四捨五入により、21時間

⇒ 1週間あたりの勤務時間が20時間以上のため、業務従事歴に該当する。

Q5 変形労働時間制で勤務していたため、週によっては勤務時間が20時間に満たない場合がありますが、この場合は業務従事歴に該当しますか。

A5 就業規則等で1週間あたりの平均勤務時間数が定まっている場合は、それをもって判断します。就業規則等で判断ができない場合は、変形勤務の対象期間を通じて勤務時間が週平均20時間以上であれば業務従事歴に該当します。

Q6 勤務していた会社が合併により別会社となり、雇用主が変わった場合は、継続した期間とみなされますか。

A6 労働契約が合併後の会社に承継されている場合は、継続した期間とみなします。

Q7 育児等の休業を取得した後、復職した場合の休業期間は業務従事歴に該当しますか。

A7 育児休業や病気休職等の休業期間は、休業後に引き続き同一企業等に復職した場合に限り、業務従事歴に該当します。

Q8 正社員として入社後、2年目から1年間育児休業を取得し、復帰後同社で2年間、育児短時間勤務を取得し、退職しました。業務従事歴は何年と算定することができますか。

A8 4年間として算定します。

この場合、まず入社2年目の育児休業期間については、同一企業へ復職しているため、業務従事歴として算定します(上記Q7参照)。

次に、3年目～4年目の育児短時間勤務期間中については、就業規則等に定められた正規の勤務時間が週20時間以上であれば、業務従事歴として算定することができます。

Q9 NPO活動や青年海外協力隊等での活動期間は業務従事歴に該当しますか。

A9 週20時間以上当該活動に従事し、収入を得ていれば該当します。なお、企業に勤務し在籍したまま当該活動に従事した場合は、勤務先の従事期間とします。

Q10 申込みの際、業務従事歴を証明する会社発行の書類等が必要ですか。

A10 申込みや受験時には証明書の提出は必要ありません。最終合格後に提出していただきます。(必要な業務従事歴の確認ができない場合は、採用されないことがあります。)なお、申込時には職務経歴

書の提出が必要です。

【2 契約社員、派遣社員及び非常勤として勤務した期間について】

Q1 同一企業で3年間契約社員として働いていますが、1年ごとの契約更新で、週あたりの勤務時間数が毎年異なります。この場合はどのように判断すればいいですか。

A1 各雇用契約単位で業務従事歴に該当するか否か(週 20 時間以上か否か)を判断します。

(例) 1年目:週 30 時間…○

2年目:週 35 時間…○

3年目:週 19 時間…×

Q2 派遣社員としての就労期間は業務従事歴に該当しますか。

A2 週 20 時間以上の勤務形態であれば該当します。

Q3 人材派遣会社に登録してA社に派遣され、派遣期間終了後に引き続きA社に正規雇用された場合、継続した期間とみなされますか。

A3 派遣期間と正規雇用期間を継続した期間とみなします。

Q4 入社時は非常勤として採用され、その後同社に常勤の正社員として採用された場合の従事歴はどのように算定しますか。

A4 雇用形態を問わず週 20 時間以上勤務した場合は、継続した期間として算定します。

Q5 1年以上の在籍期間について複数のものを通算できるとありますが、契約社員として同一企業で半年間の契約を1回更新した場合は1年の業務従事歴として算定できますか。

A5 同一企業で1日も間をあけずに雇用関係が継続していれば、当該在籍期間を業務従事歴として算定できます。

Q6 同一期間内に複数の業務に従事していた場合、業務従事歴はどのように算定しますか。

A6 「週あたり 20 時間以上」の要件を満たす従事歴が同一期間内に複数ある場合は、そのうちの1つを業務従事歴として算定します。

【3 保育所等における保育士・幼稚園教諭・保育教諭の業務について】

Q1 業務従事歴の対象となる「保育所等」とは、保育所の他にどういった施設を指しますか。

A1 幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業を行う施設等を指します。なお、一時保護所における保育業務も業務従事歴に該当します。

Q2 児童館での児童指導の業務は、業務従事歴に該当しますか。

A2 該当しません。

Q3 保育所での保育補助や子育て支援員等の業務は、業務従事歴に該当しますか。

A3 正規の勤務時間が週 20 時間以上あり、保育士資格(又は地域限定保育士資格)を取得した上で、日常的に乳幼児の保育を行っている場合には、業務従事歴に該当します。

Q4 幼稚園やこども園での講師の業務は、業務従事歴に該当しますか。

A4 正規の勤務時間が週 20 時間以上あり、保育士資格(又は地域限定保育士資格)を取得した上で、日常的に乳幼児の保育や教育を行っている場合には、業務従事歴に該当します。

Q5 保育所や幼稚園の園長としての業務は、業務従事歴に該当しますか。

A5 日常的に乳幼児の保育や教育を行っている場合には、業務従事歴に該当します。園の運営やマネジメント等の業務のみを行っている場合には、業務従事歴に該当しません。

Q6 幼稚園教諭の免許を取得し、幼稚園で6年間幼稚園教諭として従事していました。保育士資格を取得したのは3年前ですが、業務従事歴に該当しますか。

A6 保育士資格を取得後、幼稚園教諭として勤務した3年間のみ業務従事歴に該当します。

Q7 地域限定保育士資格を取得(登録)し、地域限定保育士として3年間従事しました。その後、保育士資格を取得(登録)し、保育士として3年間従事しました。1級職の選考を受験できますか。

A7 受験できます。保育士資格又は地域限定保育士資格を取得し、都道府県知事等の登録を受けた後の期間について、業務従事歴に算定することができます。

Q8 保育所で保育士として4年間従事した後、人事異動により保育関係課で入園事務等の業務を2年間行いました。1級職の選考を受験できますか。

A8 受験できません。上記のケースでは、保育関係課での2年間は、日常的に乳幼児の保育を行っていないため、業務従事歴に算定できません。

Q9 保育士資格を持たず保育所で保育補助として2年間従事しました。その後、保育士資格を取得(登録)し、同一の保育所で保育士として4年間従事しました。1級職の選考を受験できますか。

A9 受験できません。保育士資格又は地域限定保育士資格を取得し、都道府県知事等の登録を受けた後の期間について、業務従事歴に算定することができます。

Q10 保育所で保育士として3年間従事した後、人事異動により児童館で児童指導員として2年間従事し、再び人事異動により保育所で保育士として3年間従事しました。1級職の選考を受験できますか。

A10 受験できます。同一の雇用主の元での継続した期間における業務従事歴が通算対象となります。上記のケースでは、保育所で保育士として従事した計6年間について、業務従事歴に算定できます。